

社会保険にまつわる相談をQ&A形式でお伝えします。

今回は、**老齢年金を70歳以降に請求する場合の5年前繰り下げ制度新設**についてです。



従業員



私は72歳ですが、年金の繰り下げをせず、一括で65歳からの7年分を請求したいと思っています。ですが年金を受ける権利は時効5年で消滅すると聞いたのですが、7年分の受取は可能なのでしょうか？

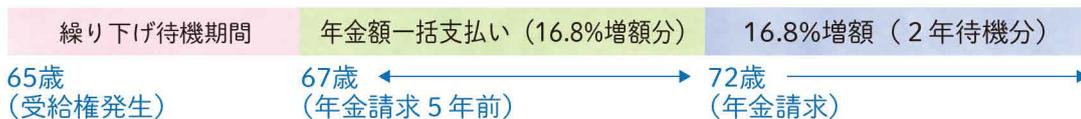


年金を受ける権利は、その支給事由が生じた日から5年経過したとき、時効によって消滅する（国民年金法107条）ため、7年分の受取はできません。しかし令和5年4月から、70歳を過ぎて年金請求しても5年前に繰り下げ請求をしたとみなして年金を増額できる仕組みが設けられました。



城間先生

70歳以降に年金請求を行ない、且つ繰り下げ受給ではなく本来の支給開始年齢からの年金受給を選択した場合、改正前の仕組みでは権利が発生してから5年経過した期間の年金は時効により受けることができませんでした。しかし改正後は、5年前に繰り下げの申し出があったものとして年金が支給されることとなります。つまり65～67歳の繰り下げ待機期間2年間分を増額（24か月×0.7%＝16.8%増額（繰り下げ増額率は月0.7%））した5年間分を一括支払いし、その後は年額16.8%増額された年金を生涯受給することになります。



※80歳に到達した日（80歳の誕生日の前日）以降に請求した場合は、この措置は適用されません。
 ※改正後の仕組みが適用となるのは昭和27年4月2日以降生まれの人です。

その他社会保険にまつわるご質問はお気軽に下記まで！

社会保険労務士が、社会保険の分からないことについてお答えします。

無料電話相談

◇社会保険の制度や事務手続きの疑問点について電話相談を行います。

1月：5日（金）・12日（金）・19日（金）・26日（金）
 2月：2日（金）・9日（金）・16日（金）

毎週金曜日
 各午後1時から午後5時まで

担当 特定社会保険労務士 城間 洋子 氏

◇電話番号 沖縄県社会保険協会 ☎098-861-2681

